

●補助対象施設について

**Q1 補助の対象になる施設に「サービス業を営む店舗」がありますが、具体的にはどのような用途の施設が対象ですか？**

A1 理美容室・クリーニング店・銀行のほか、マッサージ店、エステ、不動産の窓口などについては、不特定のかたが利用する場合は補助対象施設となります。また、ペット病院やペット美容室などについては補助対象施設とはなりません。ただし、実情に応じた判断が必要となりますので個別にご相談ください。

**Q2 工場の中に来客用の飲食コーナーがあるが、その部分について補助対象施設となりますか？**

A2 補助対象施設であるかどうかは、建物の名称や主たる用途だけでは判断せず、実情に応じたものとなります。施設内に「補助対象施設」の要件に該当する部分があれば、その部分については補助の対象となります。ただし、補助対象以外の用途と兼用している部分については、費用を按分して補助金の額を算出することとなります。

**Q3 新築は補助の対象となりますか？**

A3 この補助制度は、バリアフリー化が困難な既存の施設を改修する方に対して補助を行っておりますので、新築工事は補助対象外とさせていただきます。同様の理由から、基礎や構造を造る（造りかえる）増改築工事も補助対象外となります。ただし、バリアフリー化のために増改築する場合（身障者用駐車場に屋根をかけて施設内にスムーズに出入りするようにする、多機能トイレを設けるために増築するなど）については補助対象工事としております。

**Q4 最近建てた施設でも補助の対象となりますか？**

A4 この補助制度が始まった令和5年7月1日より前に建てられた施設が補助の対象となります。この「建てられた」については、原則として建築基準法に定める検査済証の交付日としております（6月30日の交付→○ 7月1日の交付→×）。

申請の際には建築された時期がわかる書類の写しが必要ですが、検査済証以外でも、固定資産税の課税状況などでも問題ありません。

これと同様に、令和5年7月1日以降に基礎や構造から造る（造りかえる）などの増改築を行っていた部分については補助対象外となります。

**Q5 以前は住宅や事務所だった建物をリノベーションして特別特定建築物として使う場合も補助の対象となりますか？**

A5 補助の対象となります。その場合は、事前協議時に事業内容説明書を求めるほか、実績報告時には写真の提出や市の現地確認などにより補助対象施設に改修されていることを確認させていただきます。また、改修後の用途や規模によっては、建築基準法に定める大規模改修・大規模修繕・用途変更該当し、確認申請が必要となる場合がありますのでご注意ください。

**Q6 一度この補助金を使って改修すると、次からは補助対象施設に該当しなくなりますか？**

A6 次年度に同じ施設に対して申請することは可能です。その場合、前回の補助を受けて改修した部分については再度改修しないことが条件となります。

## 大館市まちなか店舗等バリアフリー改修促進事業 Q&A 集

**Q7** 以前に他の補助金を受けて店舗を改修したことがありますか、この補助金を申請できますか？

A7 この補助制度と趣旨が全く異なる補助制度を利用していた場合であれば、補助を受けられる場合があります。以前に利用された補助制度をご確認の上、事前にご相談ください。また、以前に利用した補助制度において制限がある場合もありますので、そちらもご確認ください。

### ●補助対象者（申請者）について

**Q8** 補助金を申請するのは所有者ですか？

A8 所有者以外にも、賃貸の施設であれば所有者や管理者の同意を得た運営者も補助対象者となります。ただし、管理しているだけの方は補助対象者にはなりません。

**Q9** これから事業を始めたいと思っています。今まで事業を行ってきた実績はありませんが、補助対象者として認められますか？

A9 これから事業を始めるかたも補助対象者として認められますが、補助を申請する時点で法人の定款や登記、開業届の写しなどにより、事業を開始していることを確認します。

### ●補助対象工事について

**Q10** 施設の出入口に段差を残したまま、先に屋内の車椅子用のトイレを整備しても補助の対象となりますか？

A10 車椅子利用者を対象としたトイレ改修を行ったにもかかわらず、そこに至る経路に支障があるために対象者が利用できないなど、明らかにバリアフリー化工事の効果が得られない場合は補助対象工事として認められません。その場合は先に経路についてバリアフリー改修を行う必要がありますが、スタッフの人的対応が合理的であると認められる場合はこの限りではありません。

**Q11** 玄関にスロープがありませんが、段差に手すりを設けるだけでも補助対象となりますか？

A11 補助の対象となります。ただし、将来スロープを設ける際に再度補助を受ける場合、改修範囲に制限がかかる場合がありますのでご注意ください。

### ●その他の補助の条件について

**Q12** 工事の施工者や設計者に条件はありますか？

A12 工事の施工者は、市内に事務所（支店や営業所でも可）を有することが条件です。市内に住所を有している個人事業主のかたでも問題ありません。

また、設計者についての条件は特段ありませんが、設計の規模によっては建築士の資格が必要となったり、決まった契約方法で委託する必要があるためご注意ください。

### ●補助金の額について

**Q13** 工事を多年度に分割して行った場合、設計に対する補助はどのようになりますか？

A13 年度内に行った工事分の設計費に対して支払われますので、分割した各工事に該当する各年度の設計費について提示していただく必要があります。また、このように多年度にわたり工事を行う場合は、最初の申請時に全ての工事費と設計費について、各年度の分割計画も提出してください。

**Q14 補助の限度額が異なる工事を同時に行いたい場合、補助金の額はどのように算定されますか？**

A14 「①バリアフリー改修工事（上限 50 万円）」と「②バリアフリー特別改修工事（上限 100 万円）」を同時に行う場合、それぞれの工事額に応じた限度額と、総額の限度額を加味した補助額となります。

例 1：①の工事費が 80 万円、②の工事費が 50 万円だった場合

$$(80 \text{ 万円} \times 50\%) + (50 \text{ 万円} \times 50\%) = 40 \text{ 万円} + 20 \text{ 万円} = 60 \text{ 万円}$$

例 2：①の工事費が 120 万円、②の工事費が 160 万円だった場合

$$(\text{① } 120 \text{ 万円} \times 50\%) + (\text{② } 160 \text{ 万円} \times 50\%)$$

→~~60 万円~~ 50 万円（①は、50 万円を超えたら 50 万円）+ 80 万円

→~~130 万円~~ 100 万円（全体で 100 万円を超えたら 100 万円）

●申請手続きについて ほか

**Q15 申請する場合の流れが知りたいです。**

A15 詳しくは、パンフレットやホームページに記載されたフローチャートをご覧ください。大まかには以下の①から⑥までの流れとなっております。

- ① 改修工事の概要が決まった時点で市に事前協議を申し込む。
- ② 市が補助要件の確認や現地調査を行う。
- ③ 協議内容を踏まえ、申請者が必要書類を整えて補助の申請を行う。
- ④ 市が補助金の交付を決定し、補助事業者（申請者）が工事を着工する。
- ⑤ 工事が終了したら、補助事業者が実績報告の提出や補助金の請求を行う。
- ⑥ 市が報告の内容を確認し、補助事業者に補助金を支払う。

**Q16 補助を申請してから工事の内容を変更する場合はどうしたらよいですか？**

A16 工事の内容を変更する場合は、基本的には市と事前協議を行い、バリアフリー改修工事として支障がないことが確認できてから変更申請を行っていただくこととなります。その場合は、申請の際に提出した図書のうち、変更するものを添えて提出することとなります。

**Q17 補助金の支払いはどのようにされますか？**

A17 補助金を申請する際、同時に市へ債権者登録申請書を提出していただき、それによって登録された申請者の銀行口座へ補助金が振り込まれます。申請者以外への振り込みや、振り込み以外の方法は行っておりません。